

山形県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱

第1 目的

この事業は、肝炎ウイルス検査等陽性者の初回精密検査の受診及び肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者の定期検査の受診を促進することにより、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、山形県（以下「県」という。）とする。

第3 事業内容

1 初回精密検査

(1) 実施方法

対象者が、山形県肝炎治療特別促進事業実施要綱の規定により県が指定する肝炎専門医療機関において初回精密検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

交付する金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。

(2) 対象者

県内に住所を有し、以下のいずれかに該当する者

ア 県内の保健所で実施する肝炎ウイルス検査、県若しくは山形市が医療機関に委託して実施する肝炎ウイルス検査又は市町村が実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者であって、以下のすべての要件に該当する者

(ア) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(イ) 陽性と判定されて1年以内の者

(ウ) 県又は県内市町村が実施する陽性者フォローアップ事業に同意した者

イ 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下のすべての要件に該当する者

(ア) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(イ) 陽性と判定されて1年以内の者

(ウ) 県又は県内市町村が実施する陽性者フォローアップ事業に同意した者

ウ 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下のすべての要件に該当する者

(ア) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(イ) 陽性と判定されて原則 1 年以内の者

なお、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

(ウ) 県又は県内市町村が実施する陽性者フォローアップ事業に同意した者

エ 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下のすべての要件に該当する者

(ア) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(イ) 陽性と判定されて原則 1 年以内の者

なお、手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

(ウ) 県又は県内市町村が実施する陽性者フォローアップ事業に同意した者

(3) 助成対象費用

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

ア 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）

イ 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間

ウ 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）

エ 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）

オ 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）

カ 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）

キ 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

(4) 助成回数

1 回

(5) 検査費用の請求

ア 県内の保健所で実施する肝炎ウイルス検査、県若しくは山形市が医療機関に委託して実施する肝炎ウイルス検査又は市町村が実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者の場合

対象者は、肝炎検査費用請求書（初回精密検査）（別紙様式 1-1。以下「初回精密検査費用請求書」という。）に医療機関の領収書、診療明細書（別紙様式 2）、肝炎ウイルス検査の結果通知書（県が実施する肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者を除く。）及び肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（別紙様式 3）（市町村が実施するフォローアップ事業に同意している者を除く。）を添付し、対象者の居住地を管轄する保健所長（居住地が山形市の区

域内にある場合にあつては村山保健所長）（以下「保健所長」という。）を經由して知事に請求するものとする。

イ 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、初回精密検査費用請求書に医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書、職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書（以下「職域検査受検証明書」という。）（対象者が保有している場合に限る。）及び肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（別紙様式3）（市町村が実施するフォローアップ事業に同意している者を除く。）を添付し、保健所長を經由して知事に請求するものとする。

なお、県は、対象者からの請求に職域検査受検証明書の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て医療機関に照会を行うものとする。

ウ 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、初回精密検査費用請求書に医療機関の領収書、診療明細書、母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し及び肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（市町村が実施するフォローアップ事業に同意している者を除く。）を添付し、保健所長を經由して知事に請求するものとする。

なお、母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書により確認するものとする。

エ 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、初回精密検査費用請求書に医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書、肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書及び肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（市町村が実施するフォローアップ事業に同意している者を除く。）を添付し、保健所長を經由して知事に請求するものとする。

（6）検査費用の支払

知事は、各月初日から末日までに提出された初回精密検査費用請求書について内容を審査し、翌月末日までに支払うものとする。

2 定期検査

（1）実施方法

対象者が、山形県肝炎治療特別促進事業実施要綱の規定により県が指定する肝炎専門医療機関において定期検査を受診し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

交付する金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額及び別表に定める自己負担限度額を控除した額とする。（控除した額が零以下となる場合は助成は行わな

い。)

(2) 対象者

県内に住所を有し、以下のすべての要件に該当する者

- ア 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- イ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む。）
- ウ 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者
- エ 県又は県内市町村が実施するフォローアップ事業に同意した者
- オ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

(3) 助成対象費用

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

- ア 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）
- イ 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）
- ウ 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）
- エ 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）
- オ 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）
- カ 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）
- キ 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

(4) 助成回数

1年度2回（初回精密検査を含む）

(5) 検査費用の請求

対象者は、定期検査を行った日から1年以内に、肝炎検査費用請求書（定期検査）（別紙様式1-2。以下「定期検査費用請求書」という。）に医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、2(6)に定める課税等証明書等、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書及び定期検査費用の助成に係る医師の診断書（別紙様式4）を添付し、保健所長を経由して知事に請求するものとする。

(6) 課税等証明書等

- ア 市町村民税(所得税)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者の場合は、申請者が属する住民票上の世帯のすべての構成員（以下「世帯構成員」という。）に係る市町村民税課税証明書等を提出するものとする。また、住民税非課税世帯

に属する者の場合は、世帯構成員の住民税非課税証明書を提出するものとする。

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。）については、別紙様式5による市町村民税額合算対象除外希望申請書に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することができる。

イ 市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

(ア)平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により算定を行うものとする。

(イ)平成30年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率（6%）により算定を行うものとする。

(ウ)平成30年9月以降において、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。

(7) 添付書類の省略

以下に掲げる書類について、その要件に該当する場合は、添付を省略することができる。

ア 医師の診断書

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)及び(イ)については慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合を除く。

(ア)以前に県から定期検査費用の助成を受けた場合

(イ)1年以内に山形県肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合

(ウ) 山形県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した場合

イ 世帯全員の住民票の写し、世帯全員の課税等証明書等又は住民税非課税証明書、市町村民税額合算対象除外希望申請書

以下に該当する場合において、従前に県へ提出した書類と同様の内容である場合。なお、いずれも同一年度の場合とする。

(ア) 1 回目の定期検査費用の助成を受けた場合

(イ) 山形県肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合

(8) 検査費用の支払

知事は、各月初日から末日までに提出された定期検査費用請求書について内容を審査し、翌月末日までに支払うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 1 月 30 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
(県実施肝炎ウイルス検査及び県内市町村実施肝炎ウイルス検診)
- 2 本要綱における県実施肝炎ウイルス検査及び県内市町村実施肝炎ウイルス検診は、平成 26 年 4 月 1 日以降に実施されたものに限る。
(経過措置)
- 3 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 1 月 30 日までに行われた初回精密検査及び定期検査については、第 3 の 1 (1) 中「山形県肝炎治療特別促進事業実施要綱の規定により山形県が指定する肝炎専門医療機関」を「保険医療機関（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に規定する保険医療機関をいう。）」と読み替えるものとする。

附 則（平成 27 年 4 月 9 日改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 14 日改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 7 月 14 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 8 月 23 日改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 8 月 23 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 1 日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 3 の 1（2）の規定の適用については、第 3 の 1（2）中「1 年以内」とあるのは「1 年 6 箇月以内」とする。

別表

階層区分		自己負担限度額（1 回につき）	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者	2,000 円	3,000 円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0 円	0 円